

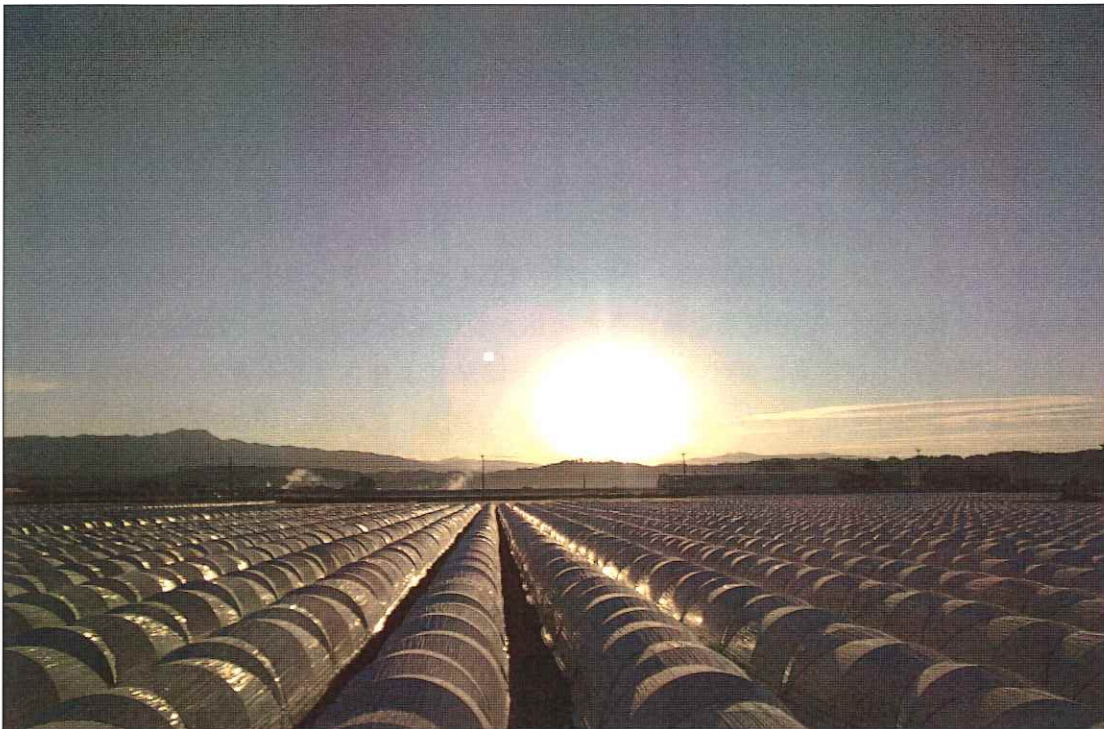
きょうどう

2024 年 1 月 1 日号

NO. 40

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



明けまして おめでとうございます

2024年の新しい年を迎えました。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年の「今年の漢字」は「税」でした。増税、減税、インボイスとまさに税に振り回された1年で、選ばれたことに納得です。そこに「税」の法律を作る国会議員の政治資金疑惑が浮上してきました。まさに大疑獄の様相を呈しています。

政党の派閥ごとに開催する政治資金パーティーで、所属議員に割り当てたノルマ超過分を政治資金報告書に記載せず、「裏金」として懐に隠れたとされる問題、もし本当ならば、政治資金報告書の虚偽記載、違法寄付、脱税等の問題が出てきます。今後の捜査の進展に注目です。

そもそもこの政治資金パーティー、その制度自体に問題があります。パーティー券の購入者は、ほとんどが企業団体の関係者と言われていますが、なぜ企業団体が購入するのか、それは企業団体へ有利な施策を行ってもらうための入場券だからです。その証拠に、現在の物価高に苦しむ多くの国民は消費税減税を望んでいます。経団連会長は、「消費税増税から逃げてはいけない」と発言しています。経団連加盟の大企業は、この間の消費税増税と法人税減税のセットでの恩恵を受け、過去最高の利益をあげ巨額の内部留保をため込んでいます。輸出企業にあつては消費税の還付までもらえる。まさに経団連の主張に沿った政治が行われてきた、その縮図の中で政治資金パーティー問題が表ざたとなったのです。さながら時代劇の越後屋と悪代官の構図です。しかし時代劇では、「お前も悪よの」と一応悪いことと認識していますが、今回の疑惑の渦中の人たちは、その認識もありません。私たち国民は、自らの生活と政治が結びついていることに気づき、国民の声がとどく政治に変えていく必要があります。

皆様にとって新年がより良い一年でありますよう祈念いたします。

代表社員・田中芳幸

天下の悪税、消費税について考える

1. はじめに

昨年 10 月 1 日からインボイス制度がスタートしました。多くの事業者の方々が、インボイスの登録や請求書等の変更に追われた 1 年だったのではないのでしょうか。今まで売上高が 1 千万円に満たない免税事業者の方は、本当に悩まれてインボイス登録の判断をされたことでしょうか。場合によっては、この機会に廃業を選択された方もおられるでしょう。しかしなぜ一つの税に関する法律で、こんなにも国民が苦しまなければならないのか。この謎を少しでも解明し皆さんに知っていただきたく記事をまとめてみました。

手がかりとして、消費税の問題を長年研究され、「レジェンド税理士」とも言われる元静岡大学教授で湖東京至税理士の記事や論文を参考に、消費税の問題点を見ていきたいと思います。

2. 消費税の誕生の歴史

① そのスタートはフランスから

消費税は、諸外国では「付加価値税」と呼ばれ 1954 年にフランスで導入されました。当時のフランスは輸出産業が弱く、輸出産業を助けるため法人税の減税や補助金の支出を行っていましたが、ガット協定（関税および貿易に関する一般協定）の締結によりフランス政府は輸出企業に補助金を出せなくなりました。そこでフランス政府と財界が編み出したのが、「付加価値税」でした。

② 直接税から間接税へ

フランス政府は、もともとあった直接税を改訂し「付加価値税」を間接税に衣替えしました。この歴史について湖東京至税理士は、「フランスは 54 年、『製造業者売上税』を名称変更し、企業の付加価値に課税する直接税である『付加価値税』を導入。ガット協定では直接税には輸出還付金制度が認められないので『付加価値税』を間接税と定義し、還付しても協定に違反しないと主張しました。」（2023.11.27 全国商工新聞、湖東京至税理士解説記事より）

このように「付加価値税」は、輸出企業を助けるため無理やり作りだされたものでした。

3. 日本の消費税

① 小さく生んで大きく育てる

日本では消費税は平成元年（1989 年）4 月 1 日に税率 3% で導入されました。その後平成 9 年（1997 年）から 5 %、平成 26 年（2014 年）に 8%、令和元年（2019 年）に、8% と 10% の複数税率へと段階的に引き上げられてきました。政府はいままさに小さく生んで大きく育てている状況です。

消費税導入の際、政府は、直接税と間接税の比率を問題視し、「直間比率の見直し」と称して間接税とされる消費税導入の正当性を主張しました。そして、この消費税導入と税率アップと並行し法人税の減税を行いました。この期間が日本の「失われた 30 年」とぴったり符合するのです。

② 消費税と「失われた 30 年」

なぜ、消費税と「失われた 30 年」が符合するのか、消費税は所得が低い人ほど負担が大きいいわゆる「逆進性」が強い税制です。現在、富裕層と貧困層の二極化が進んでいると言われていますが、消費税が大きな要因となっていることは間違いありません。税率アップに伴って消費税はあらゆる商品の価格に上乗せされ、非正規雇用の増大とも相まって、自由に使えるお金である可処分所得の減少につながってきたのです。

さらに、輸出企業への消費税の還付金は巨額にのぼり、「還付金の合計額は税率が 10%に上がった 19 年 10 月以降、年間 7 兆 5 千億程度になっています。輸出企業への還付金は、このうち約 90%と見られることから、約 6 兆 7500 億円に達します。これは、中小企業ら全事業者が納めた消費税の約 2 割が輸出企業に還付されていることを意味します。」(2023.11.27 全国商工新聞、湖東京至税理士解説記事より)とされます。まさに庶民から巻き上げた税金で輸出大企業にほどこしをしている税制なのです。この巨額還付金(国からの補助金)も含め大企業には多額の内部留保がため込まれています。消費税導入と「失われた 30 年」が符合するのが納得できるでしょう。



4. 財界が求める消費税増税

① 経団連の主張と政策への影響

昨年 9 月、経団連の会長は、「消費税などの増税から逃げてはいけない」と述べ消費税増税を政府に強く求めています。これは大企業が加盟する経団連の会長としては、上記に見てきた状況からすれば当然の発言とも言えます。この発言は、この間の消費税増税と法人税減税の流れを考えるならば、「大企業は税金を払いません」と言っているのと変わりません。

しかもこれらの政策が、昨年から大問題となっている「パーティー券問題」のような闇の中の政治において押し進められているとするならば、現在の国民や中小企業者の苦境の原因がここにあると言えるのではないのでしょうか。



② インボイスは増税の布石

昨年 10 月 1 日、インボイス制度が始まりました。それまでは「区分記載請求書等保存方式」として、一定の事項を記載した帳簿と区分記載請求書を保存する方式で会計処理が行われてきました。この従前の方式で消費税の実務上、何も問題はありませんでした。そこに事務コスト等が発生し事業者にとって何のメリットももたらさないインボイスを多くの反対を押し切って導入した理由はなぜでしょうか。これは財界の要望に沿い、将来の消費税増税の際、一律の税率アップでは難航が予想されるため、一定の品目の増税を行っていくための布石だと言われているのです。

5. 税のあるべき姿

以上のように消費税の問題点と社会に与える影響を見てきましたが、本来税制とはどうあるべきか、ということを議論していかなければならないでしょう。これについて湖東京至税理士は、「そこで登場するのは、応能負担原則に基づく公平な負担を求める税制、累進課税をとる直接税である。そもそも、消費税=付加価値税は赤字でも取れる事業税=第 2 法人税としてシャープによって提唱されたものである。赤字でも納税額が出れば大量の滞納が発生する。現に現行消費税の滞納は国税中常に第一位、滞納税額の 50%を占めている。このような税制は経済発展に逆行し、社会格差を招いてしまう。」(湖東京至 税経新報No.724 2023「インボイス制度廃止への道」8P)と言っています。

以上のように消費税は、私たち国民にとって「百害あって一利なし」ともいうべき税制であると言えます。当面消費税は直ちに減税を、そして将来的には廃止すべき税制だと考えます。

(この項；田中芳幸)

ゼイハイナモ／あじナモ／

ステルス増税

ステルス stealth とは英語で「こっそり行う」という意味です。レーダーに映らない忍びの術を備えた「ステルス戦闘機」というのがありますが、ステルス増税となると「増税とは言っていないが、実質的に負担が増えている政策」がいつの間にか行われていること—といった意味で使われており「こっそり増税」ということになります。復興特別所得税の「延長」や社会保険料の負担増、消費税へのインボイス制度の導入などを指すことが多いようです。「いつの間にか行われている」ことになる最大の要因は、ほとんどのメディアがまともに報道せず、国民への情報提供がおろそかにされているからと言えます。

＊復興特別所得税の「延長」…2037年の終了期間を先延ばしして得られた税収を、軍備拡張財源に充てるためのもの。自民党税調などが検討しています。

電気を「捨てる」再エネ抑制

地球温暖化を飛び超えて「地球沸騰化」（グテレス国連事務総長）の時代となって、氷河・氷山が溶融し、低海拔国や地域が水没にさらされる状況が現れているとき、産業革命前から気温上昇を1.5度以内に作る世界目標の達成が待たなしです。化石燃料・原発ゼロと、再生エネルギーの早急な拡大が必要になっています。ところが日本は化石燃料に固執し、原子力発電に依存するエネルギー政策の下、主要7カ国（G7）の中で唯一、石炭火力の撤退期限を示していません。国連気候変動枠組み条約第28回締約国会議（COP28）でも石炭火力の継続を表明し、アメリカ・ロシアとともに不名誉な「化石賞」が受賞されています。

このような政策による政府の「優先給電ルール」に基づいて、電力大手が電力の出力抑制をかけ再エネの電気を捨てられる仕組みが設けられており、経産省の2023年度の予測では17億キロワット時、約41万世帯の年間消費量に相当し、家庭の電気料金の約475億円分相当の電力が「捨てられる」状況です。昨年顕著になったソーラー発電の買い取りの縮減（抑制）が、今回集約の法人の決算状況から売上げ（発電収入）の減少・申告所得額の減少（対前期80%）と、ソーラー発電事業者の経営を苦しめている実態を見ることが出来ます。

軍備開発は消費税免除

タモリ氏の「新しい戦前」発言については、本報の23年8月号でも紹介したところですが、最早「開戦前夜」の様相さえ漂う状況になろうとしています。

自民・公明両党が12月14日にまとめた2024年度「与党税制改正大綱」には、次期戦闘機について「保税地域から引き取られる物品にかかる消費税を免除する」との一文が盛り込まれました。具体的には「日独伊とすすめる次期戦闘機の共同開発に必要な物品の輸入は消費税を免除する」ということです。

日本は昨今の物価高で消費不況・デフレの状況です。国民の懐を温め消費意欲を高め、町角の景気を活気づける、日本の経済も元気にする、そのためには消費税の減税が一番効果的—として5%への税率引き下げ・減税を求めています。岸田首相は国民や野党の要求には「消費税減税は検討もしていない」と聞く耳を持ちません。国民の声には背を向け、最悪で無駄で非生産的な軍備拡張に必要な物品であれば消費税を免除するという、あまりにも露骨な逆立ち政治です。

（この項；荒尾壽味雄）

「赤字」が目立ちます！ 消費税負担も減少?!

～法人税・消費税の申告状況～

2022年10月期(12月申告)から2023年9月期(11月申告)法人の、法人税・消費税の申告状況を概観する。

表① 法人税の申告状況 ～'22/10～'23/9期決算～

事業種別	件数	対 前 々 期				対 前 期			
		売上	総利益	営業利益	申告所得	売上	総利益	営業利益	申告所得
卸・小売業	46	117%	103%	▲185%	44%	102%	99%	▲168%	65%
建設・農林・製造業	91	108%	99%	▲915%	34%	103%	100%	136%	83%
運輸・サービス業等	97	104%	105%	93%	67%	105%	102%	83%	59%
合 計	234	110%	102%	162%	26%	103%	101%	109%	100%

* ▲×%＝前(々)期プラス、今期マイナスのもの。前(々)期+100・今期-100の場合 ▲200%と表示(赤字化)
 * ××%＝前(々)期、今期ともにマイナスのもの。前(々)期-100・今期-200の場合 300%と表示(赤字継続)
 * 太枠内%＝前(々)期マイナス、今期プラスのもの。前(々)期-100・今期+200の場合300%と表示

【表①法人税の申告状況】

全体的にみて、売上は前期の水準を維持し微増となった。前々期に対しては 10%UP となったが利益の確保に繋がっていない。むしろ前期営業利益・申告所得が急減したのを回復出来ず、どうにか維持した一という形で、業況改善には至っていない。

【卸・小売業】

卸売業：営業利益は大きく落ち込んだが、申告所得は前期並みを維持。

小売業：営業利益がマイナス(赤字)となって申告所得を大きく減らした。仕入れ・原価の上昇が売上に反映できない状況、諸物価の高騰による営業経費の膨張が所得額を減らしていることが窺える。

【建設・農林・製造業】

建設業：売上げ・総利益は前期並みで堅調で営業利益のマイナスは縮小したが、所得額を大きく減らした。

農林業：売上が一定伸長し赤字額を縮小、製造業は売上げ増ながら所得額はマイナスに。ソーラー関連事業は電力会社の買い取りの抑制で売上げが減少し、所得も対前期 80%と大きく減らしながらも黒字基調は維持。

【運輸・サービス業等】

売上微増で所得額の前期水準を維持した。

運輸は物流の増加が反映して売上げが回復し、マイナス所得を大きく改善した。

サービス業：売上はほぼ前期・前々期並みながら営業利益・所得は大きくマイナスとなった。

表② 申告態様別状況

区分	年 度	件 数		@千円
黒字申告	21(R3)	103	45%	4,469
	22(R4)	95	41%	4,143
	23(R5)	84	36%	4,087
赤字申告	21(R3)	67	29%	3,993
	22(R4)	69	30%	4,857
	23(R5)	95	41%	3,064
0申告	21(R3)	61	26%	0
	22(R4)	67	29%	0
	23(R5)	52	23%	0

【表②申告態様別状況】

黒字申告が連続して減少し、半面赤字申告が漸増している。ゼロ申告が減少したことと繋がっている。黒字申告の1件当たり金額の減少も続いている。

表③

消費税課税区分別状況（1社当り）

（金額＝千円）

区 分	前々期		前期		当期		対前々期（％）		対前期（％）		件数
	課税標準	税 額	課税標準	税 額	課税標準	税 額	課税標準	税 額	課税標準	税 額	
本 則 課 税	157,775	4,044	176,797	4,352	175,036	4,186	111%	104%	99%	96%	92
簡 易 課 税	24,876	831	25,760	889	24,814	862	100%	104%	96%	97%	65
総 平 均	102,753	2,714	114,266	2,918	112,842	2,810	110%	104%	99%	96%	157

【表③消費税課税区分別状況】

連年増加傾向にあったのが前期比マイナスとなり、おむね前々期の水準となった。業況の停滞が窺われる。

2023 年日本平和大会 in 鹿児島

職員 春木凌成

11 月 11～12 日に鹿児島で行われた「平和大会」に参加してきました。

開会集会ではまず、全労連の小畑雅子議長より開会挨拶と鹿児島、沖縄、奄美がある南西諸島の軍事要塞化 NO の取り組み・呼びかけ等がありました。

1 日目の学びと交流の集いでは、「憲法 9 条にもとづく平和外交の可能性を学ぶつどい」に参加しま



した。前半は神戸女学院大学名誉教授の石川康宏先生が質問して日本平和大会常任理事の川田忠明さんが答えるという形式で、イスラエル問題や日本の大軍拡、外交のことについて詳しく解説していただきました。後半は質疑応答の時間で台湾有事とは、アメリカ政府の真意は、日本政府や財界は中国をどう思っているのか、本当の安全保障とは一等等々、安全保障には相手の考えを把握しないといけない、それには外交しかないという話をされました。質疑応答の時間も一時間程あった為、とても深い話が聞けました。

2 日目の分科会は、「戦争国家づくりの大軍拡に反対する運動」に参加し、石川康宏先生の講演を聞きました。

軍拡で平和の道は開けない、9 条を生かすための行動、取り組みの力を拡大していく為の行動や国会内での力関係を変えていく必要がある等の話をされました。

南シナ海の領土権問題の話があり、1988 年 3 月に南沙諸島で中国とベトナムが交戦し、戦死者が多数出たことから、その後は対話交流を重ね、2003 年に中国が東南アジア友好協力条約（TAC）に加入。それ以降は少なくとも武力による領土の奪取は行っていないことを説明され、外交の大事さが改めて分かりました。



日本平和大会は 2 回目の参加でしたが、外交の大事さ、同じ事を思っている仲間を増やしていき、運動を行い、今の日本、世界の情勢を多くの方に知ってもらうことが大切だと改めて感じました。

最後のパレード(デモ行進)のかけ声で、凄く一体感を感じ、感動しました。

また機会があれば参加したいと思います。

我楽歌（自遊短歌）

荒尾壽味雄

そっちじゃない こっちでもない あっちな ここに着いた 八十年歩いて
 乗ります 降ります 乗ります 降りません まだ人生八十年
 雨にもまけず風にもまけず 明日も上っていいこう 何かが見える 楽しみに
 涙がでる 鼻水がでる 寂しくも悲しくもないのに 世の中温暖化なのに
 腹がへった 何かあるかな冷蔵庫 どうするかなあ 冷蔵庫も家も失った人々
 どこを向いているんだろう 何を見ているんだろう
 戦争仕掛ける人 ミサイル飛ばす人 民主主義蹴散らかす人
 使い方なんか要らない 処分の仕方だけでよい 兵器の取扱説明書
 落ちる落ちる オスプレイだって 聞く耳だって リングのように
 落ちる落ちる そんなに上ったら どこまで上るつもり 落ちないつもり？
 またや！ あれもこれもより上がる 給料は上がらんで年金な下がって
 またや！ 出されんたい雨降り続きじゃ 折角描いた世界地図
 またね 飛行機が飛び立つ 孫たちが去る 婆が泣く 風が吹くソートと
 アゝ死のうごたる なんば言うか 飲め！食え！眠れ！ そんうち夜の明くる
 もうしばらく生きていよう 山がある川がある海もある 月が沈んで陽が昇る

【熊本民主文学 2023年第29号】

【平和万葉集 巻五・二〇二二年八月】

人殺しをして殺人者と言う 万民を戮して人殺しとは呼ばず 映雄と言わしむるか 汝を
 戦禍を憤りて為す 武器供与 公然たる核威嚇 二十一世紀既に二十余年 人類の浅知恵

2023年12月19日号しんぶん赤旗の「読者の文芸」入選作。一節加筆しました
 [選者評:夫婦の会話がおもしろい詩に仕上がりました。]

詩 残照

あらおすみお

あなた なにしてるの
 手紙を書いてる
 旧いともだちに
 昔の恋人でしよう
 うん そうだよ
 振られた人でしよう
 うん そうだよ
 振られた人に
 手紙を書くの
 うん そうだよ
 未練があるの
 うん そうだよ
 忘れられないの
 うん そうだよ
 振られたから
 私と一緒にになったの
 うん そうだよ
 それで良かったの
 うん そうだよ
 お茶にする
 うん そうだね

軍備拡張の増税お断り!!

消費税減税と

インボイス制度の廃止!

12月23日(土)、消費税廃止熊本県各界連絡会、消費税をなくす熊本の会が街頭宣伝。

12月26日(火)のしんぶん赤旗に掲載された記事。

熊
本

「消費税廃止熊本県各界連絡会」と「消費税をなくす熊本の会」は23日、熊本市の大通アーケードで、「消費税減税とインボイス制度の廃止を訴える」「スタンディング宣言」に取り組みました。目の前のクリスマスにちなみサンタクロースに扮(ふん)した、新日本婦人の会や民

商、生健会のメンバー約20人が横断幕やフラカードでアピールしました。各界連の荒尾壽雄代表世話人(税理士)、県商連の山本寛幸会長がマイクを握り、あらゆる分野で起きている物価高騰対策として、消費税の5%への減税をなどと訴えました。

参加した新婦人の吉田京子さん(66)は、買い物に行くたびに物

高騰に直面するのべ、1円でも安いと、食品の値上が

りに買うのをためらってしまつてが増えてい。消費税を下げてほしいというのは切実な願いだ」と話しました。

道行く市民に訴える消費税をなくす会の人々=22日、大分市

サンタに扮してカードでアピールする参加者=23日、熊本市

消費税5%に各地で宣伝

税務スケジュール

- 1月 4日(水)
 - 10月決算法人の確定申告期限
- 1月22日(月)
 - 令和5年7月~12月分源泉所得税納期特例届出書提出者の納期限
- 1月31日(水)
 - 給与支払報告書・支払調書の提出
 - 11月決算法人の確定申告期限
- 2月29日(木)
 - 12月決算法人の確定申告期限
- 3月15日(金)
 - 令和5年分所得税の確定申告期限
- 4月 1日(月)
 - 令和5年分消費税の確定申告期限
- 4月30日(火)
 - 1月決算法人の確定申告期限
 - 2月決算法人の確定申告期限
- 5月31日(金)
 - 3月決算法人の確定申告期限
- 7月 1日(月)
 - 4月決算法人の確定申告期限

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

相続や贈与といった親族間の財産の移転に関する事項は、事後的なご相談が殆どで、場合によっては親族間の争い「争族」になったり、納税面での大きな負担になったりします。

事前に対策することによって、無用の争いを避け、経済的な負担を軽減することが可能です。ご相談に対応して、最良の対策をご提案することが出来ます。不動産の売買や名義の変更などの際にも、事前にお気軽にご相談下さい。



仕事始め 1月 5日(金)

※ 無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、1月10日(水)・2月9日(金)・3月8日(金)
4月10日(水)・5月10日(金)・6月10日(月)となっております。

《受付: 12時30分から 相談開始: 13時から》

*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理
〒861-1305 菊池市北宮 317-15
TEL 0968(25)1036
FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。